CU三多摩ニュース No.35

2018.6.20 編集人 宮本 一

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-0034 国分寺市光町 1-40-12 北多摩西教育会館内

\BoxFax $042-571-1166 \nearrow 090-2247-1166$

Email cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

春の拡大月間で 28 人加入

CU三多摩は 250 人目前

CU三多摩・書記長 三宅一也

春の拡大月間は 4~5 月を中心に、CU東京で 100 人、三多摩で 23 人の目標で取り組まれました。CU東京は 6 月に 100 人を達成し、三多摩は目標超過の 28 人を新たな仲間として迎えることが出来ました。

新加入は労働相談関係7人、東京土建関係6人、議員も9人が協力組合員として加入しました。それぞれの結びつきを生かした活動と呼び掛けで、超過達成できました。

今回、三多摩の組織数は242名となり、250人まで目前です。ぜひとも7月29日の第4回定期大会を、250人を超える組織数で迎えられるよう、仲間の皆さんのご協力をお願いします。

今回の月間でCU東京は1,220人となりました。目標達成支部は、三多摩の他、ちよだ、港、品川、中野、練馬の6支部・協議会です。



分会を発足させた清瀬東久留米分会の皆さん

泊まり込みで労働法など学習

CU三多摩の活動方向も確認



6月17日、18日の両日、山梨県石和で「拡大事務局学習会議」が開かれ、17人が参加しました。この間の労働相談が組合員からの紹介で寄せられるようになり、相談数は100件に近づきつつある中、相談の力になる労働法などの学習が必要と考え、行われたものです。

3人の内部講師、社労士もいて

学習会はまず、三宅書記長が「集団的労働関係と法」と題し、労働組合の組織率と現状、個人加盟の労組の存在意義、労働組合と労使関係、労働基本権、労働組合法、労働裁判の判例などについて講義を行いました。

次に、市川社労士・執行委員から「賃金・労働時間」と題して、賃金の意義、支払方法の原則、最賃法、労働時間規制、休日、変形労働時間制等について、具体例を挙げての講義がありました。

続いて、北村社労士・書記次長から「労働契約の基礎」と題して、労働関係における法の役割、労働法の体系、雇用契約等々1日目及び2日目にかけて講義が行われました。

本部の高木書記長からも

CU東京本部の高木書記長は「個人加盟地域 労組はどのように位置づけられているか、到達 点と課題を考える」と言う特別報告行い、連合 の現状、全労連(とりわけ地方組織)の現状と 課題が明らかにされました。

3人の講義のレジュメは87頁。本部報告の 貴重な資料は53頁。実質7時間に及ぶ学習会 で改めて三多摩協議会の目指すべき活動の方 向を確認しあいました。

そして、当面の拡大目標を達成し、地域に根



差した一人一人の労働者 の困難に目を向けて寄り 添った活動をする決意を 固め合いました。

(執行委員・糀谷記)

全8時間の濃い~学習会でした。労働法を再学習できて有意義でした。よくわからなかった用語も事例もすっきり。副業が認められることで、心の病や過労死は認定が困難になるのかな。これからの判例がどうなるのか、みていかなければ…。

私たちの社会的役割は、ますます重要に なると決意を新たにしました。

清瀬東久留米分会長・寺川知子

保育園経営、ベビーシッター派

遣事業所の解雇事件和解解決

M市から助成金等を受け事業を行っている (株) N(認可保育園、居宅訪問型保育、ベビーシッター派遣事業等)に対し、Hさんが東京地方裁判所立川支部に対し、地位確認等請求事件として提訴していました。

東京地方裁判所立川支部において、被告N社より解決金を支払うとの和解提案があり、2018年5月28日に合意に至りました。

この争議の経過について

この事件は、(株) Nの事業所に事務職員と して勤務するHさんが、就業規則にある「賞与 の支給」を尋ねたところ、露骨ないやがらせを



受け、また、有期雇用契約が自動更新となっていたにもかかわらず、突然、雇用契約の自動更新を無視し、有期雇用契約を非更新とする通知を行い、会社が執拗な嫌がらせの上、2017年1月に雇い止めを行った事案です。

また、N社はHさんに「会社に虚偽申告を行い、通勤手当を不当に詐取した」との言いがかりをつけ、組合との団体交渉中にもかかわらず、2017年1月分の給与より「不当利得返還分」として、差し引いて給与支給を行うなど、労働基準法第24条1項に違反する暴挙にでました。

組合は、N社に対して、2度の団体交渉を行い、誠実な対応を求めてきましたが、N社は組合を敵視し、不誠実な対応に徹し、組合員のHさんに対しては、露骨な嫌がらせを行いました。

組合と弁護士がHさんに心を寄せて

Hさんは、CU三多摩協議会と八王子合同法 律事務所と相談し、昨年4月27日、東京地方 裁判所立川支部へ労働審判を申し立てました。 2回の審判の結果、東京地方裁判所立川支部労 働審判廷において、2017年8月2日、申立人H さんに対し解決金を支払うとの審判が下され たものです。

しかし、N社の代表は、この審判の決定に従わず、2017年9月に東京地方裁判所立川支部に提訴し、今回の和解に至りました。

(副委員長 大江拓実)

CU三多摩。第4回定期大会案内 日程 7月29日(日)14時開会 会場 国分寺労政会館

(国分寺駅南口より5分、終了後懇親会)